

こうち留学サミット開催等委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

こうち留学サミット開催等委託業務

(2) 事業の目的

本業務は、県外から高知県内の公立高等学校へ入学した生徒（以下「こうち留学生」という）が一堂に会する「こうち留学サミット」を開催し、次に掲げる目的の達成を図るものとする。

- ▶ 生徒間の横断的・継続的なつながりの形成
- ▶ 高知への愛着および帰属意識の醸成
- ▶ 卒業後の関係人口・交流人口の創出
- ▶ こうち留学の魅力発信によるブランド化

本業務の遂行にあたっては、受託者が生徒の主体性と安全性を重視し、交流と共感を軸とした事業運営を行うとともに、その専門性を活かし、質の高い企画・運営を行うものとする。

(3) 事業内容

別添仕様書のとおり

(4) 委託期間

委託契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

2 見積限度額

3,520千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

別添に定める「こうち留学サミット開催等委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下、「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と高知県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。10日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている(若しくは契約締結時までに登録が予定されている)者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

6 説明会

行いません

7 質疑と回答

質疑は令和8年4月24日(金)正午(必着)までに質疑書(別紙様式1)により持参、郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)、FAX又は電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は令和8年4月27日(月)までにホームページに掲載します。

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、参加申込書(別紙様式2)に資格要件の確認書類を添えて申込みを受け付けます。申込みに当たって提出される書類を次表に示します。

[提出書類の様式、提出部数等]

様式 番号	提出書類の名称	規格	提出部数
2	参加申込書	A4縦	1部
3	法人概要書 ※法人概要書に併せて法人の登記事項証明 書または登記簿謄本を添付すること	A4縦	1部

(1) 参加申込書

ア 提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

イ 提出期限

令和8年4月30日(木)正午(必着)

ウ 提出先

〒780-0850 高知県高知市丸の内1丁目7番52号
高知県教育委員会事務局高等学校振興課
TEL: 088-821-4542

(2) 資格要件の確認

高知県教育委員会事務局高等学校振興課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和8年5月1日(金)までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、教育長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

イ 教育長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

10 審査

別途定める「審査要領」に基づき実施します。

11 審査結果

審査結果は、令和8年5月15日(金)までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>

12 日程

令和8年4月20日(月) 募集開始

令和8年4月30日(木) 正午(必着)

参加申込書及び資格確認書類提出締切り

令和8年5月11日(月) 正午(必着)

企画提案書の提出締切り

令和8年5月14日(木) 審査委員会(プレゼンテーション)

令和8年5月15日(金) 審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却されません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（高知県庁内及び審査委員会での使用に限ります。）します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式4により提出してください。

開示・非開示の判断は様式4に基づき行うものではなく、様式4を参考に同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、参加者の承諾なしには利用することはありません。

14 問い合わせ先

高知県 教育委員会事務局 高等学校振興課

担当者 吉松・藤原

TEL 088-821-4542

FAX 088-821-4720

E-mail 311801@ken.pref.kochi.lg.jp

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

- (1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届を提

出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをすることはありません。

- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。